

カルテル防止ガイドライン

本ガイドラインの対象者は、当社及びその子会社並びに関係会社の役員及び従業員、その他出向者、契約社員、派遣社員等の当社の事業運営に関わる者とする。

1. 行動基準（個人としての遵守事項）

1-1. カルテル違反行為の禁止

書面・口頭・メール等の形式を問わず、競合他社と価格設定、顧客、競争情報等の独禁法違反となりえる情報の交換を行ってはならない。独禁法違反となる情報交換は次のようなものが挙げられるが、これに限定されない。

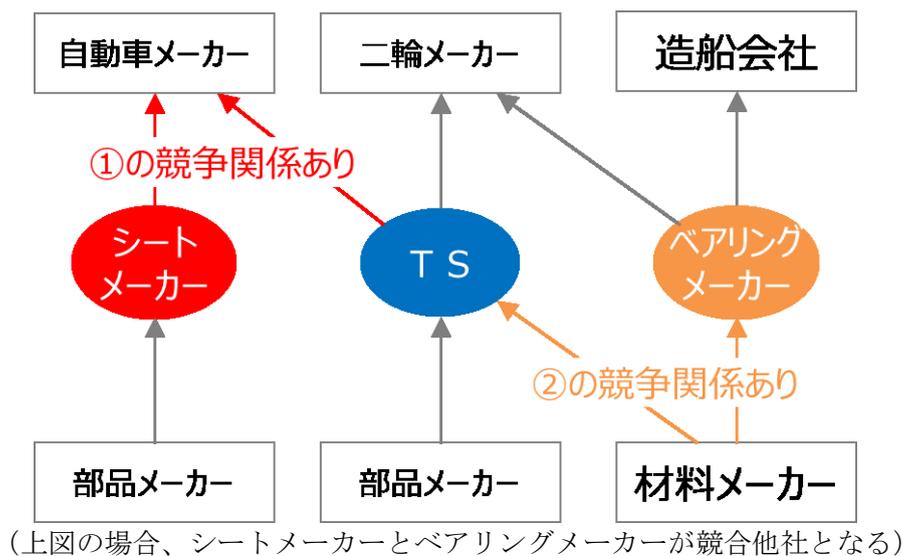
■独禁法違反と見做される可能性のある情報交換

- ・ 価格、価格幅、価格調整、価格予測、価格動向等の価格情報
- ・ 値引き、マージン、割増料金、価格の計算方法等の価格要素
- ・ 生産能力、生産量、生産計画、販売量、市場シェア等の数量に関する事項
- ・ 顧客との取引条件や販売経路に関する販売情報
- ・ 入札諸条件や入札参加有無の意向

■競合他社の定義

- ① 自社と同一の需要者に対し自社と同種又は類似の商品又は役務を供給する会社
- ② 自社と同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受ける会社

※競合他社の定義は広く解釈される可能性があるため、上記①②に限定されない。



1-2. 競合他社との接触に関する事前承認

公式・非公式、懇親会・ゴルフなど形式を問わず、競合他社と接触することを原則禁止とする。但し、然るべき責任者の事前の承認がある場合に限り、競合他社と接触できるものとする。

1-3. 競合他社との接触内容の管理

競合他社と接触した者（事前承認を得た者や意図しない接触があった者を含む）は、接触後、その日時、場所、相手先、同席者、接触の目的、交換された情報などを記録し、適切に管理をおこなうこと。

1-4. 競合他社との接触において問題があった場合の対応

競合他社と接触において、1-1. で定められた情報に関する話題が挙がった場合には、議論を中止すべき旨を述べた上で、且つその要請を議事録に記載するよう求めること。それでも話題が継続される場合は、即座にその場を退席し、当該事実を然るべき責任者及び法務又はコンプライアンス所管部門に報告すること。

1-5. 違反時の措置

本ガイドライン又は各国の法令に違反した場合、社内規程や当該法令に基づき処罰されることがある。また、実際に違反があった場合や、違反が疑われる行為を認識した場合、速やかに当社グループ各社の法務又はコンプライアンス所轄部門へ報告すること。

2. 会社としての取組事項

2-1. 記録管理

当社グループの各社は、競合他社との接触履歴や結果などの情報を記録し、適切に保管する体制の構築・維持に努めること。

2-2. 啓発活動

当社グループの各社は、関係法令及び本ガイドラインへの理解向上のため、必要に応じて、カルテル防止に関する教育・研修を実施すること。

3. その他

3-1. 本ガイドラインと地域ガイドラインの関係

地域もしくは各社の独自に定めるガイドラインは、本ガイドラインと矛盾してはならず、本ガイドラインの内容との間に相違が生じた場合は、本ガイドラインが優先する。

3-2. 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインの改訂は当社総務部長が立案し、当社コンプライアンスオフィサーの承認を経て、当社リスクマネジメントオフィサーの決裁によりおこなう。

2016年3月25日 制定